

各位

会社名 株式会社交換できるくん

代表者名 代表取締役社長 栗 原 将

(コード番号:東証グロース7695)

問合せ先 取締役副社長コーポレート本部長

佐藤 浩二

(TEL 03-6427-5381)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、定款の一部変更について2024年6月24日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2024年2月22日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役会の業務執行の決定を広く取締役に委任することにより、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的として、2024年6月24日開催予定の第26期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、今後の事業展開及び事業拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月24日(月)(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月24日(月)(予定)

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす る。
1. ~20. (条文省略)	1. ~20. (現行どおり)
(新設)	21. コンピューターシステムおよびソフトウェアの開発、販売、保守、賃貸、管理
21. 前各号に付帯する一切の業務	22. 前各号に付帯する一切の業務
(機関構成) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次 の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関構成) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次 の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等の電子提供措置等)第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。② (条文省略)	(株主総会参考書類等の電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。 ② (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除</u> く) は 7名以内とする

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任す る。

(新設)

- ② (条文省略)
- ③ (条文省略)

を除 <u>く。)</u>は、7名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査 等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役 とを区別して株主総会の決議によって選任す る。
 - ② (現行どおり)
 - ③ (現行どおり)

現行定款

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって代表取 締役を選定する。
 - ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名 を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締 役および常務取締役各若干名を選定することがで きる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役<u>および各監査役</u>に対して発するもの とする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮す ることができる。
 - ② 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、出席した取締役の過半数をもって行う。 変更案

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。
 - ② 補欠として、または増員により選任された取締 役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と 同一とする。
 - ③ 第一項の規定にかかわらず、監査等委員の任期 は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終結の時までとす る。
 - ④ 第二項の規定にかかわらず、補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって<u>、監査</u> 等委員でない取締役の中から代表取締役を選定 する。
 - ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - ③ 取締役会は、その決議によって、監査等委員で ない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必 要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務 取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役に対して発するものとする。ただ し、緊急の場合にはこれを短縮することができ る。
 - ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現行定款

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記録により同意 したときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監</u> 査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令で定める事項は、 議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>お</u> よび監査役がこれに記名押印または電子署名す る。

第28条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (条文省略)

変更案

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議 事項について書面または電磁的記録により同意 したときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議によって重要な業務執 行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の 決定の全部または一部を取締役に委任すること ができる。

(取締役会議事録)

第<u>28</u>条 取締役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令で定める事項は、 議事録に記載または記録し、出席した取締役が これに記名押印または電子署名する。

第<u>29</u>条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第31条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
<u>(監査役の員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任の方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することが	(削除)
できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、退任した監査役の任期の 残存期間と同一とする。	(削除)
(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を 選定する。	(削除)
(<u>監査役会</u> の招集通知) 第 <u>35</u> 条 <u>監査役会</u> の招集通知は、各 <u>監査役</u> に対し、会 日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合 には、この期間を短縮することができる。	(<u>監査等委員会</u> の招集通知) 第 <u>32</u> 条 <u>監査等委員会</u> の招集通知は、各 <u>監査等委員</u> に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊 急の場合には、この期間を短縮することができ る。
(新設)	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催することが

できる。

現行定款

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に 定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監</u> 査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。

変更案

(監査等委員会の決議の方法)

第<u>33条</u> <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることが</u> できる監査等委員の過半数が出席し、その過半 数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は 議事録に記載<u>または記録</u>し、出席した<u>監査等委</u> 員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第<u>35</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定 款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において 定める監査等委員会規程による。

(削除)

(削除)

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>41</u> 条~第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>36</u> 条~第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 <u>43</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役</u> 会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>38</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等</u> <u>委員会</u> の同意を得て定める。
第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第 <u>45</u> 条~第 <u>47</u> 条 (条文省略)	第 <u>40</u> 条~第 <u>42</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	当会社は、第26期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。